

第1回定例会討論

議題になっている議案等に対し賛成・反対の意見が述べられました。

○議案第1号 平成19年度かすみ
がうら市一般会計補正予算（第
5号）

反対討論

平成19年度事業執行の契約差金並びに不用額の発生による補正であり、いずれにしても一般競争入札導入の成果と思います。しかし、保育所民営化に向けた取り組みについて、保育所老朽度調査も行わず、跡地利用も考えず、民営化をすすめることは問題だと考えます。繰越明許における庁舎建設実施設計業務委託については、市民の中から建設に疑問の声が強くなっており、市民のコンセンサスを得るまで取りやめ、不用額とすべきと思います。債務負担行為の補正について、向原土地区画整理組合の借入金に関わる損失補償の延長は認められず、組合の自己責任をはっきりすべきであり、公金投入の道を残すべきではありません。以上反対をします。

賛成討論

保育所に限らずいまや公設民営とは役所にとっても民間業者にとってもプラスで、日本の景気低迷の中で最善の潮流として注目されている手段です。当市執行部には、少子高齢化・緊縮財政の現実際に際し、痛切に事態の念を持ち、各種行政計画が理想を図るものだけでなく、税の循環や事業の採算性など厳しさを欠いた内容であったことを省みて、今後の職務にあたることを切実に願ひ、本議案に賛成いたします。

○議案第8号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の制定について

反対討論

地域福祉センターは、市民の利用度を高める必要があるにもかかわらず、使用料の設定がありまです。いっそう市民から利用されない施設になることは明らかであります。日曜日は休日、近々指定管理者制度とするという、多額の合併特例債を使い施設を造り、民間に委託する流れとなっているようです。地域住民から要望されず造られた施設は、今後市の財政負担

を強めても軽減されることはないと考えます。使用料などを見直し、市民の利用度を高めなければ、市民にとって必要な施設とはならないのではないのでしょうか。

賛成討論

この少子高齢化の期を得てスタートするやまゆり館は、地域社会にとっても利便性をさらに大きく担う可能性を備えた嘱望される施設であります。施設全般において、利用者におけるニーズの多様化や合理化、老朽化に応じた管理など施設目的の達成への負荷を担っていたとき、当やまゆり館の目的である各種専門性を高めるためにも、施設利用を律するという必要最低限の負担は不可欠であります。今後の運用に最善を尽くすことに期することから賛成いたします。

○議案第9号 かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の制定について

反対討論

後期高齢者医療制度開始に伴う、普通徴収者への保険料負担について、全面的な減免もなく、督促手数料、延滞金の設定など厳しすぎる内容であり賛成できるものではありません。

賛成討論

高齢化社会の現実、社会構造の変化に際し、今後社会をどうあるべきか、厳しく向き合わなければならぬ状況に至り、後期高齢者となられる皆様にご負担いただかなければ、将来が成り立たないことをお詫びし協力をお願いするものであり、数々の問題を最善な解決をすべく取り組むことを期して賛成いたします。

○議案第10号 かすみがうら市在宅心身障害児福祉手当支給条例の全部改正について

反対討論

今回の改正は、対象を1級から4級にしていたものを、1級から2級にし、所得制限をかけるという内容です。月額3,000円といえども障害児を抱える家庭には、貴重な援助金となっていたのではないのでしょうか。このような県の福祉削減の一環に迎合する条例改正は認めることができません。

賛成討論

近年における障害関連の法令改正には、国及び地方の緊縮財政から改正に至り、不本意ながら負担

をいただいていたわけであり、少子高齢化社会と景気の低迷が拍車をかけ根本的な財政の見直し論により更なる負担を強いてしまう事案も免れない状況であります。今後、再度見直し、将来の社会構造を予測しながら鋭意努力する国及び地方自治体の福祉行政の姿勢に対し賛成いたします。

○議案第17号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

反対討論

医療福祉費マル福について、65歳から75歳未満の高齢者で一定の障害がある人は、後期高齢者医療制度に加入する対象になります。加入しない場合は医療費の負担が大幅に減額、または無料になる医療福祉費の適用が今年7月から適用除外になり、事実上加入が強制されることになります。福祉を削る姿勢は問題であり、市としても引き続きマル福が受けられるよう県に要望することを求め反対とします。

賛成討論

旧来のいつでもどこでも受けられた医療サービスは、今後少子高齢化による社会構造として財政状

況を鑑みれば、自己自身の健康管理が伴わなければ医療サービスを等しく受け続ける行政サービスが成り立ちません。今後社会構造の変化、緊縮財政の状況を勘案し本条例の改正に至らなければならぬ社会保障の抑制策を真摯に受け止め、本議案に賛成いたします。

○議案第19号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部改正について

反対討論

後期高齢者支援金課税被保険者の税条例を新たに設定するものですが、この支援金は従来の老人健康保険への援助と同じであります。納付書に支援金分と明記し徴収することで、高齢者の医療費増が現役世帯の負担増になります。これは国が医療福祉の予算を削ることへの批判をかわす目的があるといわざるを得ません。これまで世の中を支えてきた先輩、高齢者を使い捨てにする冷たい政治の一端であります。支援金は世代間を対立させるものであり創設には反対であります。また、当市は医療分を据え置いたままにしており、支援金分がそのまま上乗せとなり、1世帯あたり平均4万円

の負担増となります。昨年に続く値上げ案となり、国保加入者にいつその負担を強いるものであり、滞納者が続出することは明らかです。国保が皆保険制度におけるセーフティネットとしての役割が果たせなくなります。他市町村にも例のない支援金上乗せ、先行値上げ案は認めることができません。

賛成討論

この支援金については、保険者としての負担義務により生じたものであり議論の余地はないものと考えます。保険料の医療分は急に見合うだけの負担をする特別会計としての性格と現状の厳しい運営状況、将来予測から現状維持とするものであります。一般会計繰出金の増額をするような行為は、国保加入者以外の社会保険等の他保険加入者に対して二重に負担を求めることになるため極力制限すべきと考えます。今回の税率改正は現状を改善する意図とするため、税率の引き下げを行わず現状維持としたものであり理解するものであります。

○議案第21号 平成20年度かすみがうら市一般会計予算

反対討論

地方自治体の本来の役割は、住民の福祉と暮らしを守ることにあります。4月からの後期高齢者医療制度。これに合わせるかのよう

に当市では75歳以上を敬老会招待としました。さらにタクシー補助券の支給について初乗り料金の値上げ分は自己負担としています。最近の行政は、住民の声を十分に聞かず実行してしまふ。統合保育所整備費における補助金は凍結し、市民の合意を得ることを優先させることを求めます。生活環境を改善する予算については、交通安全対策費、防犯等設置補助金、さらに生活道路の工事費も減となり、生活に密着する予算が削られています。教育費において学校図書館への司書配置は評価されるものの、教育振興費への予算措置が足りないと考えます。また学校施設の耐震化予算が計上されておりません。具体的実践計画に基づく予算措置が必要かと思えます。子供の医療費無料化完全実施に向けての改善については、福祉や教育への思いやる心がないと言わざるをえません。石岡地方斎場移転事業については無駄であり、現有施

設地での改築で十分であり、合併特例債事業として住民負担を強めることには反対です。わかさぎ孵化事業の再開は、事態の解明がはっきりし漁協との協議が整ってから補正予算にて措置すべきです。以上反対討論といたします。

賛成討論

歳入状況を見ますと市税や地方交付税などが一部増加したものの、その他は減少傾向にあり、厳しい財政状況にあるものと考えます。一方、歳出面では教育費及び交際費以外はすべて縮減予算であり、厳しい予算編成であったものと推察いたします。厳しい財政環境を受けて試算された財政見込みを背景に経常経費や将来負担となる償還金の抑制を図った点は、評価に値するものと考えます。市街地の活性化を図り併せて交通体系を円滑にするための神立停車場線整備や大和田バイパスの整備、少子化や保育事業に対応した民設民営による霞ヶ浦地区の保育所整備に対する支援措置、保育所をはじめ福祉施設へのAEDの配置、また、市民からの消費生活相談や被害救済のための消費者支援センターの設置、地域ブランド発掘の取り組みなども市のPRや地域振興のため大変大事な施策と考えま

す。さらに教育費において長年の課題である志筑小学校改築に伴う一部工事費や児童生徒の読書活動を通じた学習意欲の向上に資するため図書司書等の配置なども行政ニーズに即した予算措置と考えます。

限られた財源を公平かつ効率的に活用することを強く申し上げ賛成いたします。

○議案第22号 平成20年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算

反対討論

歳出では、医療給付費の伸び率を前年対比12・5%としており、今年度実績予想から7%で妥当としています。特定検診事業の増額分はこれまで通り一般財源で補填すべきです。歳入では、後期高齢者支援金分が2億5,363万円新たに賦課されたにしても、2億5,690万円は歳入増となりその分保険料・保険税値上げは必要ありません。収納対策にしっかりと取り組めば値上げは避けられます。滞納額をそのままにしての大幅値上げは、はじめに支払っている加入者に負担を押し付けるものです。歳出の見直しを行い、値上げは一旦中止す

べきであり、今回の予算については反対であります。

賛成討論

後期高齢者医療制度のスタートに伴う被保険者の現象や医療費の増加予測など課題背景の中で予算編成は非常に苦心したと見ております。平成19年度不足見込分を持ち越さないため繰入金と補填そして今回提案の税条例改正の医療分の現状維持などに伺えると思えます。市は課題である税収入の対策や医療費の増加対策を継続する意向も示しており、全体的に前向きな姿勢であると考えます。



○議案第24号 平成20年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算

反対討論

保険料を年金から天引きする。減免制度がなく、市独自の軽減策を図るべきと考えています。保険料の中で均等割が占める割合は

54%で所得の少ない高齢者ほど高い。国民年金の年金額は低く、このような中で所得が低いほど重い保険料を徴収することは許されません。2年ごとに見直しになり、高齢者人口、医療費が増えることに値上げになる。高齢者の診療報酬が別建てになり差別医療が行われることです。

あまりにも欠陥だらけの制度であり中止した上で、全面見直しを求めて反対といたします。

○議案第29号 平成20年度かすみがうら市水道事業会計予算

反対討論

一般市民の収入は減り続け、暮らし、家計は大変です。市民からの切実な声が寄せられております。

一般会計からの補助金が9,000万円で、3,000万円の減です。

補助金を元に戻し、純利益を併せれば基本料金を5㎡にして従量料金制にすることは可能だと考えます。高い購入水を極力少なく、または県に対し料金の値下げを要求することも必要であります。県の購入水を引き下げよう要請することを求めて反対といたします。

総務委員会

【付託案件】

- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算
- ・かすみがうら市教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- ・かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市特別会計条例の一部改正について
- ・かすみがうら市税外諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- ・平成20年度かすみがうら市一般会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市土地取得特別会計予算

【審査内容】

Q：コミュニティバス運行事業について、バスの利用率が低い。1台にすることはできないのか。また、借り上げではなく委託で任せることについてどう考えているか。

A：両地区を結ぶバス、そういう交通機関がなかったということから、1台は購入し、もう1台は事業者のバスを使っています。新たな方法も十分踏まえながら、市に適した方法を検討していきます。

Q：特殊勤務手当について、緊縮財政の中必要があるのか。また、消防と救急の手当について伺う。

A：特殊勤務手当全体については、今後他の自治体の動向を見極めながら検討していきます。災害に出場した場合に支給する内容ですが、昨今は特殊な事案の災害も発生しており、現場において各職員が自覚を持って業務に当たることから支給します。

Q：一般会計公債費において繰上償還の予算はあるか。また、利率が高いまま残っているものは。

A：繰上償還の予算はありません。高い利率の件については、21年度及び22年度までに償還終了するものが数件、利子分で数百万円程度です。



▲コミュニティバス

賛成討論

本年度からの施設の老朽化に対応する措置として、全体事業の基本的な計画を見直すべく業務委託費を計上するなど時代を先取りした積極的な取り組みが見られます。水道事業の究極は安全で安心な水の安定供給にほかなりません。今後ともより一層の企業努力とそれに向けた諸政策を積極的に推進されることを要望して賛成するものです。

賛成討論

○請願第1号 国民健康保険税の値上げ中止を求める請願書

市は財源がないと言いますが、滞納額は増える一方です。全庁をあげて収納対策に取り組むべきであります。滞納額6億円をそのままにして、連続しての大幅値上げは、まじめに支払っている加入者に対して負担を押し付けるものであります。支援分については医療分を抑え、現行全体の税率を調整

して値上げを避けるべきであります。連続値上げの中止を求めて賛成いたします。

賛成討論

○請願第10号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願

75歳という特定の年齢に達したら別枠の医療保険に囲い込み、負担増・給付減を強いるような制度

は世界にも例がありません。高齢者だけを切り離して肩身の狭い思いをさせるような社会、医療を受けることをためらわせるような社会にしてしまっているのでしょうか。直ちに中止・撤回するように求め賛成いたします。

産業建設委員会

【付託案件】

- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算
- ・平成19年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
- ・平成20年度かすみがうら市一般会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市水道事業会計予算
- ・市道路線の廃止について
- ・市道路線の認定について

【審査内容】

Q：新しく消費生活センターが設置されますが、どういう体制でどこに設置するのか。

A：霞ヶ浦庁舎商工観光課協の部屋に設置します。人員は1名で週3日間。資格については、消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのうちいずれかの資格を持っている方を広報誌等で募集します。

Q：家庭系一般廃棄物の収集業務委託費が増額になっている。地域の班、集積所に入らない住民の個人搬入の場合は。特別な事情で自己搬入もあるため実態調査をしてはどうか。

A：4月から自己搬入は有料ということで以前から周知をしています。色々な事情で集積所を使えない方がおりますが、対応として減免措置等を考えているところです。事情をよく調査して取り組んでいきたい。集積所設置の件は、10戸以上で設置できる内部規定があります。収集委託に関しては、効率のよい収集運搬を考えていきます。

Q：神立停車場線について、今回220mを整備するが、未整備区間の距離は、また何軒くらいのかかるのか。

A：残り約1,000m位未整備の区間があります。道路予定地の敷地内にアパートなど数軒建っていることは確認しており、都市計画法53条申請に基づいたもので、事業化された時点では移転等の協力が得られるものと考えます。



▲神立停車場線

文教厚生委員会

【付託案件】

- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算
- ・平成19年度国民健康保険特別会計補正予算
- ・平成19年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算
- ・かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- ・かすみがうら市在宅心身障害時福祉手当支給条例の全部改正について
- ・かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市国民健康保険条例の一部改正について
- ・かすみがうら市国民健康保険税条例の一部改正について
- ・かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- ・平成20年度かすみがうら市一般会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市老人保健特別会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- ・平成20年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- ・国民健康保険税の値上げ中止を求める請願書
- ・かすみがうら市立下稲吉小学校校舎全面建て替えに関する陳情書

【審査内容】

Q：国保税の滞納について、具体的な収納対策は。

A：収納の問題については、現在の状況は若干落ちており、20年度において対策本部設置、全庁的な滞納活動を計画しています。今後の滞納対策については十二分な対策をしていきます。実際、給与の差し押さえにより成果も上がっています。

Q：臨時職員による図書館司書を、各中学校に配置とあるが、4月から確保できるのか。勤務状態は。

A：当初予算で計上のため、今は正式には募集していませんが、なるべく早い時期に見つけたいと準備をしています。土日、夏休み等の長期休業日を除く、時間単価830円、1日5時間です。

Q：学校給食費の滞納について、影響が出ていると聞いているが、認識と対策を伺う。

A：各学校で管理するのが基本であり、滞納者については、学校で滞納整理、電話による依頼等を行っています。父兄等によっては応じてもらえない状況もありますので、課題のある滞納者については、学校教育課も協力していきたいと考えています。



▲やまゆり館